

改正後	改正前
(調査の申込みに対する回答に係る特例) 第二十条の二 設備保有者は、前条第二項に規定する調査の申込みに際し、管路・とう道に関して事業者から要望があつた場合には、提供の可否の回答に係る調査の過程等において提示可能な調査の進捗状況や設備の概況等の情報を可能な限り提供するものとする。 2 前項の情報開示に当たっては、安全保障やセキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障がない範囲で行うものとし、設備保有者は、開示対象となる情報の性質に応じて、情報開示に係る秘密保持、情報の目的外利用や情報漏えいの未然防止等の観点から、情報開示を行う事業者に対し、必要な措置を講じるものとする。 3 第一項の情報開示に係る費用は、コストに基づき適正な額とするものとし、内訳として人件費(内訳としての作業時間、作業人数及び作業車金を含む。)、機械器具損料等を含め設備保有者が示した場合に、事業者が負担するものとする。 (貸与拒否事由等) 第三条 「略」 「2 略」 3 設備保有者は、第一項第二号から第四号までに掲げる貸与拒否事由に該当することのみを理由として設備の使用の申込みを承諾しない場合であつて、事業者による使用開始の予定の日から設備計画に明示された使用、改修、移転又は地中化の予定の事業年度の開始の日(以下「使用等予定日」といふ。)までの間が一年を超える場合(事業者からの使用申込みの理由が地中化に伴う仮設工事等による一時使用(道路の掘削又はマンホールの恒久的な改造が不要なものに限る。)のときには一年を超えない場合を含む。))は、安全保障やセキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障がない範囲で、前項の規定に基づく通知において、事業者に対し、使用等予定日までの間に限定して、設備の提供を行うことが可能である旨を示すものとする。 4 設備保有者は、事業者から設備の使用の申込みを承諾しない理由について、具体的な内容の説明を求められた場合は、安全保障やセキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障がない範囲で、これに応じるものとする。 「5 略」 (情報開示) 第十二条 設備保有者は、事業者から設備の使用可能状況について照会(第二条第一項に規定する調査の申込みを除く。)があつたときは、当該区間又は場所の使用可能状況について事業者への回答を行う。なお、情報開示により当該設備における安全保障やセキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障を生じる場合は、この限りでない。また、回答に係る費用は、事業者が負担するものとする。その額は、コストに基づき適正なものとするものとし、内訳として人件費(内訳としての作業時間、作業人数及び作業車金を含む。)、機械器具損料等を事業者に示すものとする。 (情報開示の特例) 第十二条の二 設備保有者は、前条に規定する設備の使用可能状況の照会に際し、管路・とう道に関して、事業者が照会を行った区間又は場所において、事業者が提示する経路と交差及び重複のない異経路構成の検討が可能となる情報について、事業者から要望があつた場合には、当該情報を可能な限り提供するものとする。また、設備の移設等により交差又は重複が生じるリ	「新設」 (貸与拒否事由等) 第三条 「同上」 「2 同上」 3 設備保有者は、第一項第二号から第四号までに掲げる貸与拒否事由に該当することのみを理由として設備の使用の申込みを承諾しない場合であつて、事業者による使用開始の予定の日から設備計画に明示された使用、改修、移転又は地中化の予定の事業年度の開始の日(以下「使用等予定日」といふ。)までの間が一年を超える場合(事業者からの使用申込みの理由が地中化に伴う仮設工事等による一時使用(道路の掘削又はマンホールの恒久的な改造が不要なものに限る。)のときには一年を超えない場合を含む。))は、セキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障がない範囲で、前項の規定に基づく通知において、事業者に対し、使用等予定日までの間に限定して、設備の提供を行うことが可能である旨を示すものとする。 4 設備保有者は、事業者から設備の使用の申込みを承諾しない理由について、具体的な内容の説明を求められた場合は、セキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障がない範囲で、これに応じるものとする。 「5 同上」 (情報開示) 第十二条 設備保有者は、事業者から設備の使用可能状況について照会(第二条第一項に規定する調査の申込みを除く。)があつたときは、当該区間又は場所の使用可能状況について事業者への回答を行う。なお、情報開示により当該設備におけるセキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障を生じる場合は、この限りでない。また、回答に係る費用は、事業者が負担するものとする。その額は、コストに基づき適正なものとするものとし、内訳として人件費(内訳としての作業時間、作業人数及び作業車金を含む。)、機械器具損料等を事業者に示すものとする。 「新設」

スグがある場合には、移設計画を考慮した情報提供等の当該リスクを低減するための措置を可能な限り行うものとする。 2 前項の情報開示に当たっては、安全保障やセキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障がない範囲で行うものとし、設備保有者は、開示対象となる情報の性質に応じて、情報開示に係る秘密保持、情報の目的外利用や情報漏えいの未然防止等の観点から、情報開示を行う事業者に対し、必要な措置を講じるものとする。 3 第一項の情報開示に係る費用は、コストに基づき適正な額とするものとし、内訳として人件費（内訳としての作業時間、作業人数及び作業単金を含む。）、機械器具損料等を含め設備保有者が示した場合には、事業者が負担するものとする。 （手続の簡素化及び効率化に関する事項） 第十三条の二（管路・とう道に関する情報開示を適切に実施する観点から、設備保有者は、申込窓口の設置や手続をウェブサイト等を利用する方法で行うなど、手続の簡素化及び効率化に努めるものとする。また、必要に応じ他の設備保有者と連携することとし、前条第一項第三号に規定する申請手続に必要な書類の標準的な様式の策定に当たって共通の申請項目を設定するよう努めるものとする。）	「新設」
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	